

令和3年8月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分取消しを求めるといことである。

第2 事案の概要

本件の事案の概要は以下のとおりである。

- 1 請求人は、a社(以下「本件事業所」という。)と称する健康保険法(以下「健保法」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)上の適用事業所に使用される者であるところ、本件事業所は、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣の標準報酬月額決定又は改定の権限に係る事務を受任している日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、請求人に係る健保法及び厚年法に基づく健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「本件算定基礎届」という。)を提出した。
- 2 機構は、令和○年○月○日付けで、同年9月から適用される請求人の健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額をそれぞれ○○万○○○○円と決定する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 健康保険及び厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、法律所定の等級区分によって

定めることとされている(健保法第40条第1項及び厚年法第20条第1項)。

また、保険者は、被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定し、その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とすることとされている(健保法第41条第1項及び第2項並びに厚年法第21条第1項及び第2項。なお、ある年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額を決定することを、以下「定時決定」という。)。そして、保険者は、被保険者の報酬月額について、上記の規定によって算定することが困難であるとき、又は上記の規定によって算定した額が著しく不当であると認めるときは、上記の規定にかかわらず、保険者が算定する額を当該被保険者の報酬月額とすることとされている(健保法第44条第1項及び厚年法第24条第1項)。

- 2 本件において、請求人は、機構がした前記「事実」欄第2の2記載の原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分を適法かつ妥当なものとするかどうかがどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、前記「事実」欄第2に記載した事実のほか、次の各事実が認められる。
  - (1) 本件事業所が、令和○年○月○日(受付)、機構に提出した本件算定基礎届によれば、令和○年4月から同年6月までの3か月間の請求人の報酬月額等について、以下のとおりとされている。

算定基礎月	支払基礎日数	報酬月額(合計)
令和○年4月	○日	0円
令和○年5月	○日	0円
令和○年6月	○日	0円

- (2) 審査官に対する審査請求時の請求人の主張から必要な部分を摘記すると、以下のとおりである。

消費税増税による不景気を受け自主的に報酬を返上し、無報酬で事業の継続を計りたい。その為、H○年度中ではあるが、報酬を0円としている。

- 2 以上認定の事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 請求人は、令和○年9月から適用される請求人の標準報酬月額を、機構が従前の標準報酬月額である〇〇万〇〇〇〇円と決定したことを不服とし、別紙1のとおり、報酬減に応じて保険料は減額されるべきである旨主張する。

しかしながら、健保法及び厚年法は、被保険者には労働の対償として所定の報酬が支給されることを前提としているものと解されるから、請求人が、上記の各被保険者資格を有することを前提とする以上、本件においては「報酬額は0円」との主張は、所定の報酬が支払われていないことをいうにとどまり、本来支払うべき報酬額に変わりはないと認めるのが相当である。

したがって、令和○年9月からの請求人の標準報酬月額は、従前と同じく〇〇万〇〇〇〇円となる。

- (2) 以上のとおりであるから、原処分は適法かつ妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。